

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	長南町

長南町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名	長南町 生活環境課
所在地	長南町長南 2110 番地
電話番号	0475-46-3396
F A X 番号	0475-46-3406
メールアドレス	seikatsu@town.chonan.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、ハクビシン、ニホンジカ、キョン、カモ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	千葉県長生郡長南町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	稲	451千円 39a
アライグマ	稲	17千円 1a
ハクビシン	—	—千円 —a
ニホンジカ	—	—千円 —a
キョン	—	—千円 —a
カモ	稲	39千円 3a
	飼料作物	6千円 4a

(2) 被害の傾向

<p>イノシシによる被害は長南町全域に発生しており、5月から9月に主要農産物の水稲が被害を受けている。また、農産物だけでなく、水田、その畦畔、及び農道の法面等においても掘起しの被害が年間を通して多発している。</p> <p>アライグマによる被害は5月に西地区で発生しており、水稲が被害を受けている。また、自家消費農作物の食害報告や、建物の屋根裏に侵入することによる生活被害等が多発している。</p> <p>ハクビシンによる被害は年間を通して長南町全域で発生しており、農作物被害を計上するまでに至らずとも、自家消費農作物の食害報告や、建物の屋根裏に侵入することによる生活被害等が多発している。</p> <p>ニホンジカについては、市野々地区を中心にその周辺地区で捕獲、キョンについては捕獲頭数が令和3年度は29頭であったところ令和4年度に84頭と急増しており、今後農作物の被害が懸念される。</p> <p>カモによる被害は4月から5月に長南地区で水稲及び飼料用作物への被害が発生したため、有効な防除方法について検討し、被害防止に向けた取り組みを実施する。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値(令和4年度)	目標値(令和8年度)
被害金額 被害面積	イノシシ	451千円 39a
	アライグマ	17千円 1a
	ハクビシン	—
	ニホンジカ	—
	キョン	—
	カモ	45千円 7a
		405千円 35a
		15千円 1a
		0千円 0a
		0千円 0a
		0千円 0a
		40千円 6a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題												
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>イノシシ・ニホンジカ・キョンは、わなを設置しての捕獲及び、長生郡市猟友会へ委託しての猟銃による捕獲を実施している。</p> <p>わなについては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、くくりわな・箱わなの購入を行い、捕獲従事者へ貸与している。</p> <p>長南町鳥獣被害対策実施隊を設置し、箱わな管理等の有害捕獲活動を実施している。</p> <p>○総合対策交付金による箱わな設置状況</p> <table border="1" data-bbox="359 660 997 833"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>種類</th> <th>基数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>箱わな</td> <td>13基</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>箱わな</td> <td>19基</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>箱わな</td> <td>20基</td> </tr> </tbody> </table> <p>アライグマ・ハクビシンは、わなによる捕獲を実施している。</p> <p>長南町狩猟免許取得補助金により、狩猟免許の取得にかかる費用の一部を補助し、免許取得を促進している。</p>	年度	種類	基数	令和2年度	箱わな	13基	令和3年度	箱わな	19基	令和4年度	箱わな	20基	<p>新規捕獲従事者の確保のため、狩猟免許取得者促進を継続することが課題である。</p>
年度	種類	基数												
令和2年度	箱わな	13基												
令和3年度	箱わな	19基												
令和4年度	箱わな	20基												
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、長南町鳥獣被害防止対策協議会を実施主体とした防護柵の設置を行っている。</p> <p>○総合対策交付金による防護柵整備状況</p> <table border="1" data-bbox="359 1299 997 1471"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>種類</th> <th>整備延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>電気柵</td> <td>4,097m</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>電気柵</td> <td>28,235m</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>電気柵</td> <td>1,750m</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、総合対策交付金の要件に該当しない農地については、町単独事業である長南町有害鳥獣被害防止電気柵設置事業補助金により、電気柵を設置した際の購入に要する経費の一部を補助している。</p>	年度	種類	整備延長	令和2年度	電気柵	4,097m	令和3年度	電気柵	28,235m	令和4年度	電気柵	1,750m	<p>防護柵の効果的な設置が求められるため、集落単位での取り組みや、被害防止意識の向上が課題である。</p>
年度	種類	整備延長												
令和2年度	電気柵	4,097m												
令和3年度	電気柵	28,235m												
令和4年度	電気柵	1,750m												

(5) 今後の取組方針

<p>これまで捕獲と防護両面からの対策を進めており、今後も継続して取り組む。</p> <p>捕獲機材の充実や新規捕獲従事者の確保により捕獲圧を高め、個体数の減少を図ることや、集落単位で農地を守る意識を持ち、効果的な防護柵の設置及び管理を行うことで、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりに向けて体制整備を推進していく。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

長南町鳥獣被害対策実施隊を中心とした駆除・捕獲・追い払い活動を実施するとともに、狩猟免許所持者によるわな捕獲等を実施していく。
また、長南町猟友会に有害鳥獣駆除業務委託を依頼し捕獲を行っていく。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 令和7年度 令和8年度	イノシシ・アライグマ・ハクビシン・ニホンジカ・キョン・カモ	くくりわなや箱わなを捕獲従事者に配布し、捕獲強化を図る。 狩猟免許取得を町で推進し、担い手の確保を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画頭数等の設定の考え方
過去の捕獲実績等から推察しイノシシ 1,030 頭、アライグマ 650 頭、ハクビシン 110 頭、ニホンジカ 90 頭、キョン 150 頭、カモ 20 羽と設定した。

対象鳥獣	捕獲計画頭数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	1,030	1,030	1,030
アライグマ	650	650	650
ハクビシン	110	110	110
ニホンジカ	90	90	90
キョン	150	150	150
カモ	20	20	20

捕獲等の取組内容
被害の多い地区やその周辺にくくりわな・箱わなを重点的に設置し、長南町全域での捕獲を通年実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
対象地域の選定に至っていないが、町内全域で検討を進める。	被害状況の推移を確認し、許可権限移譲について更に検討を進める。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	防護柵10,000m	防護柵10,000m	防護柵10,000m

(2) その他被害防止に関する取組

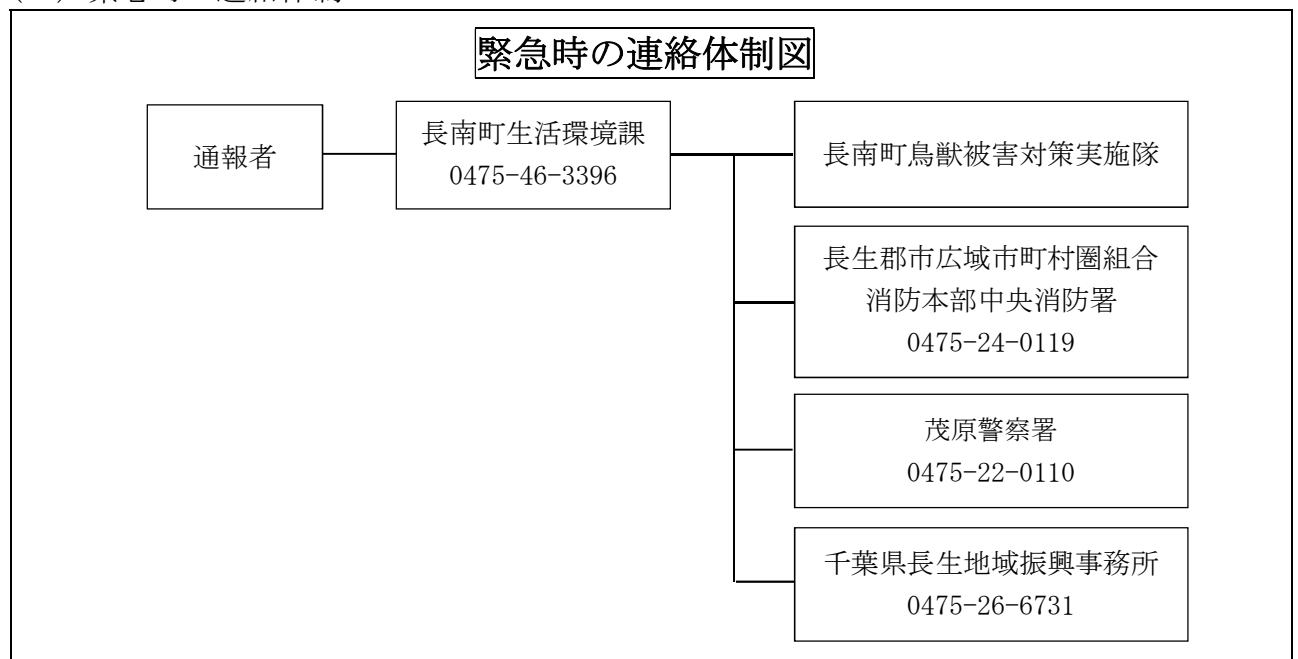
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 令和7年度 令和8年度	イノシシ・アライグマ・ ハクビシン・ニホンジ カ・キョン・カモ	多面的機能支払交付金等の事業を活用して遊 休農地発生の防止を行い、被害の軽減を図る。 また、林縁部の緩衝帯整備や農作物残さの除 去などの生息環境管理を推進する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある
場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役 割
茂原警察署	捕獲及び連絡調整
長生地域振興事務所	被害調査と捕獲及び連絡調整
長南町鳥獣被害対策実施隊	被害調査及び捕獲
長南町生活環境課	被害調査と捕獲及び連絡調整

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

長生郡市広域市町村圏組合にて焼却処分、捕獲現場等の適切な場所での埋設処分、もしくは近隣市の民間食肉処理施設への搬送とする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

引き取り可能な個体は、可能な限り近隣市の民間食肉処理施設への搬送を軸に捕獲に取り組んでいく。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	長南町鳥獣被害防止対策協議会
--------	----------------

構成機関の名称	役割
長南町猟友会	有害鳥獣の捕獲、パトロールによる追い払い等
鳥獣保護管理員	有害鳥獣の情報提供
町議会議員	有害鳥獣の情報提供
農業委員	被害防止に関する指導助言
地区代表	被害情報の提供
営農組合	被害情報の提供
特産品生産団体	被害情報の提供
長生NOSAIセンター	被害情報の提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県長生地域振興事務所	有害捕獲関連情報、有害鳥獣関係の情報提供
千葉県長生農業事務所	被害防止に関する指導助言
千葉県野生鳥獣対策本部	情報提供等による地域への取り組み支援
千葉県中南部地域市町村野生鳥獣対策会議	構成市町村の緊密な連携・連絡を図り、捕獲を実施する際の諸問題を研究討論する
長生地域野生鳥獣対策連絡会議	有害鳥獣関連情報の収集・提供・捕獲・被害防止の推進等
千葉県農林水産部農地・農村振興課	有害鳥獣関連情報、被害防止技術の情報提供及びその他必要な支援
千葉県環境生活部自然保護課	有害捕獲関係情報、被害防止技術の情報提供及びその他必要な支援
長生郡市猟友会	有害捕獲関係情報、被害防止技術の情報・指導助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

第1種狩猟免許所持者を中心に、平成28年4月1日設置。
主に箱わなの管理、見回り等を実施している。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣の市町村や千葉県との連携を図る。
地域住民の、人的及び農業被害の防止に対する意識の向上を図る。
食品としての利用等に係る人材育成を図ることを検討する。